

# 第53期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年 6月16日（金曜日）  
午前10時

場所

富山県滑川市下梅沢205-1  
日医工株式会社  
開発品質管理センター（ハニカム棟）  
6階多目的ホール

議決権行使期限

平成29年 6月15日（木曜日）  
午後 5時40分

## 目次

株主総会招集ご通知	1
招集ご通知提供書面	
事業報告	2
連結計算書類	22
計算書類	33
監査報告	42
株主総会参考書類	48
株主総会会場ご案内図	

株 主 各 位

富山市総曲輪一丁目6番21

**日医工株式会社**

代表取締役社長 田村友一

### 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成29年6月15日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月16日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県滑川市下梅沢205-1  
日医工株式会社 開発品質管理センター（ハニカム棟）6階多目的ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第53期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第53期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役8名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件
4. 議決権行使についてのご案内
  - (1) 郵送による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月15日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。
  - (2) インターネット等による議決権行使の場合  
インターネット等により議決権を行使される場合には、74頁から75頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成29年6月15日（木曜日）午後5時40分までに議案に対する賛否をご入力ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nichiiko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気回復基調のもと雇用の逼迫感が広がりを見せるなどしている一方で、昨年末からの為替市況でのドル円相場の円安基調への転換や地政学的リスクなどへの関心が高まり、先行きの不透明感を懸念する見方も出ています。

医薬品業界におきましては、平成27年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太方針2015」）で後発医薬品のシェアは「2018年度から2020年度までの間のなるべく早い時期に80%とする」を受けて、平成28年度薬価制度改革でさらなる後発医薬品の普及に向けた取り組みが行われる一方で、薬価改定により収益環境の厳しさが増し、後発医薬品業界にとって大きな影響を与えています。

このような環境下で当社は、平成29年3月期から平成31年3月期の3年間を世界市場に挑戦するための準備段階から新しい領域への発進期間と位置づけた、第7次中期経営計画「Obelisk」を策定しました。そして、世界TOP10入りを支える企業基盤の充実を図りつつ『シェアUP力』『供給能力』『開拓力』の3つの基本戦略を掲げ、実践しております。

『開拓力』の実践として、海外展開で米国市場でのジェネリック医薬品市場参入のプラットフォームの確保と注射剤領域でのプレゼンスの確立を図るべく、米国NASDAQ上場会社であったSagent Pharmaceuticals, Inc. を平成28年8月にTOBにより買収いたしました。買収後のシナジー効果の早期発現に向け、まず統合推進室を設立して買収後100日以内での早期統合促進を行い、その後12月にはCEOの交代や当社社員3人の出向を行うなどして、統合促進のステップアップを図っております。そして、バイオシミラーの米国市場での上市や日医工・Sagent Pharmaceuticals, Inc. が個々に販売承認を有する製剤の日米相互の市場での上市などの具体化を進め、相乗効果を高めるべく努めております。

『供給能力』の実践として、生産体制面では、上記「骨太方針2015」を踏まえたジェネリック医薬品市場の急速な拡大に対応し、平成33年3月期までの総供給可能数量210億錠体制を目指して富山第一工場と日医工ファーマテック株式会社静岡工場の設備増強及び富山第一工場内での製造棟新設を着実に進めております。

『シェアUP力』の実践の一つとして、製品においては、平成28年6月に『オランザピン錠10mg「日医工」』を始めとする6成分13品目、平成28年12月に『モンテルカスト錠10mg「日医工」』を始めとする4成分7品目を新発売するとともに、先発品メーカーからオンコロジー領域の『アクブラ®静注用50mg』など3成分6品目の販

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

売移管を行い、オンコロジー領域のポートフォリオ強化を図ってまいりました。

また株主還元の一環として、平成28年4月に280万株、平成28年12月に10万株の自己株式を買付けし取得しています。

以上から、当連結会計年度の業績はSagent Pharmaceuticals, Inc. を新たに連結対象会社として加え、売上高が1,633億72百万円(内、Sagent Pharmaceuticals, Inc. 121億48百万円、前連結会計年度1,435億13百万円)、営業利益が85億54百万円(内、Sagent Pharmaceuticals, Inc. 3億72百万円、前連結会計年度129億10百万円)、経常利益84億11百万円(前連結会計年度122億89百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益47億88百万円(前連結会計年度110億31百万円)と、大幅な増収となりましたが、買収関連費用発生や、前年度には投資有価証券売却益の計上があったことなどにより減益となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は110億76百万円ですが、次のとおり記載すべき事項はありません。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

記載すべき事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

記載すべき事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

記載すべき事項はありません。

#### ③ 資金調達の状況

当社は、Sagent Pharmaceuticals, Inc. の買収資金として平成28年8月にブリッジローンによる753億円の借入を行い、この内、750億円につきまして平成29年3月に長期借入金への借換を実施いたしました。

#### ④ 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

当社は、買収目的子会社であるShepard Vision, Inc. (以下、Shepard社)を通じたSagent Pharmaceuticals, Inc. (以下、Sagent社)を対象とする公開買付け及びそれに続くSagent社を存続会社とするShepard社とSagent社の吸収合併を実施し、米国東部時間平成28年8月29日付でSagent社の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 50 期 (平成26年 3 月期)	第 51 期 (平成27年 3 月期)	第 52 期 (平成28年 3 月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (平成29年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	103,622	127,021	143,513	163,372
経 常 利 益 (百万円)	7,085	9,615	12,289	8,411
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,588	6,592	11,031	4,788
1 株当たり当期純利益 (円)	104.75	110.26	184.45	84.09
総 資 産 (百万円)	129,130	139,834	161,128	270,890
純 資 産 (百万円)	66,195	74,487	82,597	87,580
1 株当たり純資産額 (円)	1,112.19	1,246.36	1,377.53	1,552.67

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Sagent Pharmaceuticals, Inc.	1米ドル	100.0%	医 薬 品 製 造 販 売
日 医 工 フ ァ ー マ テ ッ ク 株 式 会 社	100百万円	100.0%	医 薬 品 製 造
ヤ ク ハ ン 製 薬 株 式 会 社	60百万円	100.0%	医 薬 品 製 造 販 売
株 式 会 社 日 医 工 オ オ サ カ	20百万円	100.0%	医 薬 品 販 売
N I X S C o r p o r a t i o n	1米ドル	100.0%	医 薬 品 開 発 ・ 販 売

(注) 平成28年8月29日にSagent Pharmaceuticals, Inc. の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## (4) 対処すべき課題

近年わが国におきましては、社会保障費の対策が急務とされ、そのひとつとして低コストのジェネリック医薬品の普及が推進されております。平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太方針2015」）にて、後発医薬品のシェアを「2017年央に70%以上とするとともに、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする」という目標が設定され、今後もジェネリック医薬品の需要が拡大していくものと考えられます。

その一方でジェネリック医薬品メーカーに対しては、安定供給体制の整備、品質確保、情報提供の充実等、ジェネリック医薬品に対する信頼性の向上や、薬価引き下げに対するコスト圧縮に向けての取り組みが強く求められております。

このような状況の中で当社グループは、平成28年5月に、第7次中期経営計画「Obelisk」（平成29年3月期～平成31年3月期）を策定し、「圧倒的な存在感で創造をチカラに世界へのテイクオフ」をビジョンとして、次なる3年間で「世界市場に挑戦するための準備段階から新しい領域への発進」する期間と位置づけ、次に掲げる3つの基本戦略と世界TOP10入りを支える企業基盤充実を実行してまいります。

- ① 『シェアUP力』 ～国内ジェネリック医薬品市場で15%シェア確立
- ② 『供給能力』 ～超品質に基づく185億錠供給体制確立
- ③ 『開拓力』 ～バイオシミラー・米国市場への参入

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、医薬品、医薬部外品等の製造、販売を事業として行っております。

なお、当社グループの主要製品群は次のとおりであります。

- ・医療用医薬品（循環器官用薬、消化器官用薬、抗生物質製剤、呼吸器官用薬、中枢・末梢神経系用薬、他）、医療用消毒薬等

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

当 社	本社：富山県富山市 富山第一工場：富山県滑川市 愛知工場：愛知県春日井市 山形工場：山形県天童市 日医物流センター：富山県滑川市 西日本物流センター：神戸市西区 札幌支店：北海道北広島市 関東支店：さいたま市大宮区 東京第二支店：さいたま市大宮区 大阪支店：大阪市西区 福岡支店：福岡市博多区	東京本社：東京都中央区 富山第二工場：富山県滑川市 埼玉工場：さいたま市西区 開発品質管理センター：富山県滑川市 東日本物流センター：埼玉県久喜市 北海道物流センター：北海道北広島市 仙台支店：仙台市青葉区 東京第一支店：東京都中央区 東海北陸支店：名古屋市中区 広島支店：広島市中区
日 医 工 フ ァ ー マ テ ッ ク 株 式 会 社	本社：富山県富山市	静岡工場：静岡県富士市
ヤ ク ハ ン 製 薬 株 式 会 社	本社：北海道北広島市	北海道工場：北海道北広島市
株 式 会 社 日 医 工 オ オ サ カ	本社：大阪府東大阪市	
Sagent Pharmaceuticals, Inc.	アメリカ合衆国 シカゴ	
Omega Laboratories, Ltd.	カナダ モントリオール	

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,438 (666) 名	296名増 (51名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び期間契約の従業員は（ ）内に期末人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
931 (473) 名	30名増 (30名増)	41.4歳	13.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び期間契約の従業員は（ ）内に期末人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	27,497百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	20,266百万円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	19,087百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 93,500,000株
- ② 発行済株式の総数 60,662,652株
- ③ 株主数 38,570名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 T A M U R A	4,528千株	7.95%
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,831千株	4.97%
株 式 会 社 拓	2,122千株	3.73%
田 村 友 一	1,809千株	3.18%
ニ プ ロ 株 式 会 社	1,321千株	2.32%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	906千株	1.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	899千株	1.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	820千株	1.44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	801千株	1.41%
株 式 会 社 メ デ ィ パ ル ホ ー ル デ ィ ン グ ス	734千株	1.29%

(注) 1. 持株比率は自己株式（3,687,730株）を控除して算出しております。

2. 株式会社拓は株式会社TAMURAの完全子会社であります。

### ⑤ その他の株式に関する事項

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を平成28年11月より再導入しております。本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。なお、当事業年度末に従持信託が所有する当社株式数719,300株は本項における自己株式に含めておりません。



## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成29年3月31日現在)

名称 (発行日)	発行 決議日	新株予約権 の数	取締役の 保有者数	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権1個 当たりの払込 金額	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額	権利行使期間	行使の条件 について
2012年度新株予約権 (平成24年7月18日)	平成24年 6月22日	2,202個	7名	普通株式 22,020株	1個当たり 15,810円(注)1	1株当たり 1円	平成24年7月19日から 平成54年7月18日まで	(注)2
2013年度新株予約権 (平成25年7月18日)	平成25年 6月21日	1,050個	7名	普通株式 10,500株	1個当たり 21,470円(注)1	1株当たり 1円	平成25年7月19日から 平成55年7月18日まで	(注)2
2014年度新株予約権 (平成26年7月15日)	平成26年 6月20日	2,240個	7名	普通株式 22,400株	1個当たり 13,260円(注)1	1株当たり 1円	平成26年7月16日から 平成56年7月15日まで	(注)2
2015年度新株予約権 (平成27年7月14日)	平成27年 6月19日	1,083個	7名	普通株式 10,830株	1個当たり 34,170円(注)1	1株当たり 1円	平成27年7月15日から 平成57年7月14日まで	(注)2
2016年度新株予約権 (平成28年7月12日)	平成28年 6月17日	1,718個	7名	普通株式 17,180株	1個当たり 18,660円(注)1	1株当たり 1円	平成28年7月13日から 平成58年7月12日まで	(注)2

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとします。
2. 行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約の定めによるものとします。
3. 社外取締役及び監査役は保有しておりません。

### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行 決議日	新株予約権の数 (使用人等への交付状況)		新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権1個 当たりの払込 金額	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額	権利行使期間	行使の条件 について
		当社 使用人	子会社の役員 及び使用人					
第3回短期新株予約権 (平成28年5月31日)	平成28年 5月10日	475個 (9名)	— —	普通株式 4,750株	1個当たり 24,480円(注)1	1株当たり 1円	平成28年6月1日から 平成28年8月31日まで	(注)3
第3回中期新株予約権 (平成28年5月31日)	平成28年 5月10日	966個 (9名)	— —	普通株式 9,660株	1個当たり 24,460円(注)1	1株当たり 1円	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで	(注)3
2016年度新株予約権 (平成28年7月12日)	平成28年 6月17日	352個 (13名)	— —	普通株式 3,520株	1個当たり 18,660円(注)1	1株当たり 1円	平成28年7月13日から 平成58年7月12日まで	(注)3
第8回新株予約権 (平成28年10月11日)	平成28年 9月13日	839個 (162名)	160個 (32名)	普通株式 99,900株	金銭の払込み を要しない	1株当たり 1,969円	平成30年10月11日から 平成33年9月30日まで	(注)2、3

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとします。
2. 新株予約権者は権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
3. 行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約の定めによるものとします。

### ③ その他新株予約権等に関する重要事項 該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田村友一	
代表取締役専務執行役員	金剛寺敏則	営業本部統括担当
代表取締役専務執行役員	浦山秀好	安定供給管理責任者 (信頼性保証本部・生産本部統括担当)
取締役専務執行役員	赤根賢治	社長室担当兼内部監査担当
取締役常務執行役員	河上大山	特命担当
取締役常務執行役員	吉川隆弘	調達本部長
取締役常務執行役員	稲坂登	管理本部長
取締役	高木繁雄	富山商工会議所会頭、株式会社北陸銀行特別参与 北陸電力株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジー株式会社社外監査役
取締役	酒井秀紀	富山大学大学院医学薬学研究部教授 富山大学薬学部副学部長
常勤監査役	杉好人	
監査役	今村元	今村法律事務所代表 弁護士 田中精密工業株式会社社外取締役
監査役	堀仁志	堀税理士法人代表社員、公認会計士、税理士 ダイト株式会社社外取締役
監査役	佐藤孝	公認会計士佐藤 孝事務所 所長 公認会計士、税理士 岐阜信用金庫員外監事、中部鋼鉄株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役高木 繁雄及び酒井 秀紀の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役今村 元、堀 仁志及び佐藤 孝の各氏は社外監査役であります。
3. 監査役堀 仁志及び佐藤 孝の両氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役高木 繁雄及び酒井 秀紀、監査役今村 元、堀 仁志及び佐藤 孝の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 当事業年度において、取締役の地位及び担当が次のとおり変更されました。

氏名	日付	変更前	変更後
河上大山	平成28年4月1日	取締役常務執行役員 調達本部長兼特命担当	取締役常務執行役員 特命担当
吉川隆弘	平成28年4月1日	取締役常務執行役員 開発・企画本部長	取締役常務執行役員 調達本部長
金剛寺敏則	平成28年5月1日	代表取締役専務執行役員 営業本部統括担当兼営業本部長	代表取締役専務執行役員 営業本部統括担当

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	383百万円
監査役	4名	25百万円
合計 (うち社外役員)	13名 (5名)	408百万円 (21百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年2月27日開催の第42期定時株主総会決議において年額300百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、社外取締役を除く取締役のストック・オプション報酬額は、平成28年6月17日開催の第52期定時株主総会において、短期株式報酬型ストック・オプション報酬額として連結当期純利益の1.5%以内(百万円未満切り捨て)、平成24年2月28日開催の第47期定時株主総会において、長期株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額100百万円を上限とするとそれぞれ決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年2月27日開催の第42期定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役7名 152百万円

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 重要な兼職の状況並びに当社と当該兼職先との関係

- ・取締役 高木 繁雄氏は、富山商工会議所会頭、株式会社北陸銀行特別参与、北陸電力株式会社社外取締役、セーレン株式会社社外監査役及び川田テクノロジーズ株式会社社外監査役であります。株式会社北陸銀行は当社の主要な借入先及び大株主であります。当社と富山商工会議所、北陸電力株式会社、セーレン株式会社及び川田テクノロジーズ株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 酒井 秀紀氏は、富山大学大学院医学薬学研究部教授並びに富山大学薬学部副学部長であります。当社は富山大学に寄付を31百万円行っております。
- ・監査役 今村 元氏は、今村法律事務所代表及び田中精密工業株式会社社外取締役であります。当社と今村法律事務所及び田中精密工業株式会社との間には特別の関係はありません。

- ・監査役 堀 仁志氏は、堀税理士法人代表社員及びダイト株式会社社外取締役であります。当社と堀税理士法人との間には特別の関係はありません。なお、当社とダイト株式会社との間には製品仕入等の取引があります。
- ・監査役 佐藤 孝氏は、公認会計士佐藤 孝事務所所長、岐阜信用金庫員外監事及び中部鋼鉄株式会社社外取締役であります。当社と公認会計士佐藤 孝事務所、岐阜信用金庫及び中部鋼鉄株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	高 木 繁 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しており、豊富な経験と高い見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。上記のほか、書面決議を3回行っております。
取 締 役	酒 井 秀 紀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しており、専門知識と見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。上記のほか、書面決議を3回行っております。
監 査 役	今 村 元	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席しており、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を3回行っております。
監 査 役	堀 仁 志	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会12回のうち11回に出席しており、公認会計士、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を3回行っております。
監 査 役	佐 藤 孝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席しており、公認会計士、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を3回行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人  
② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	165百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Sagent Pharmaceuticals, Inc.については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
- ③ 非監査業務の内容  
当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務、当社子会社であるSagent Pharmaceuticals, Inc.買収に伴う財務デューデリジェンス業務、プロジェクトマネジメント支援業務等についての対価を支払っております。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要な体制について整備を図っています。

#### 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

コンプライアンス体制の基礎として、日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準及び日医工グループコンプライアンス規程を制定し、法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。それを具現化するため、代表取締役社長を委員長、各本部長・取締役等を委員とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役が委員長を務め、日医工グループを横断的にコンプライアンス上の問題点の把握、分析、対策実施に努め、規則・ガイドライン等の策定及び研修を実施する。

各本部・子会社においてコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス委員会に報告することになっており、コンプライアンス委員会はあわせて内部通報制度規程による情報の確保にも努め、報告内容を調査し、再発防止策を各業務部門と協議の上、決定し全社的に再発防止策を実施させ、リスク管理委員会、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

コンプライアンス担当取締役、監査役会、内部監査グループ、会計監査人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、その結果をコンプライアンス委員会に報告する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然たる行動をとり、不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

#### 2) その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

##### i) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。必要に応じて、10年間は閲覧可能な状態を維持する。

情報セキュリティ基本方針及びその他情報セキュリティ関連規定に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

##### ii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、日医工グループリスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長、各本部長・取締役等を委員とするリスク管理委員会を設置して、リスク管理基本方針に基づき、グループ事業の推進・拡大及び企業価値に影響を及ぼす可能性のあるリスクに対し、リスク管理体制やリスク管理の一連のプロセスの構築を通じて経営に重大な影響を及ぼすリスクを特定し、適切な対策を実施することにより、事業の継続的・安定的発展を確保する。

iii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を各業務担当取締役が決定し、事業活動を行う。ITを有効活用し、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを整備する。

iv) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備」に関する基本方針を準用する。

v) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社が設置した内部統制委員会は、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を整備する。当社取締役、執行役員、部長及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部体制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査グループは、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会及び各部門の責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用にあたる。

また、内部監査グループは内部統制の有効性を評価し、不備の評価結果に対しては是正に関する提言を行うとともに、是正結果を含めて取締役に報告する。

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・ 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係資料等の提出を求める。
- ・ 当社は、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するための子会社会議を開催する。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、当社グループのリスク管理について定める日医工グループリスク管理規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループのリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・ 当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループのリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループの経営計画や予算等を定める。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、「日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるよう当社グループの全ての役職員に周知徹底する体制を整備させる。

- ・当社は、当社グループの役職員に対して年1回のコンプライアンス研修を行い、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報体制を整備する。
  - vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、職務を補助するため、専任の使用人を置く。使用人の人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。
  - vii) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、業務補助に従事する使用人は、監査役より指示された監査業務の実施に関して、取締役の指揮命令系統から独立している。
  - viii) 監査役が職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、監査役が職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
  - ix) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
    - イ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度規程による通報状況及びその内容を定期的に報告する。
    - ロ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
      - ・子会社の役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
      - ・子会社の役員及び使用人は、法令等の違反行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、ただちに当社の子会社管理担当部門へ報告を行うか、または内部通報担当部門に通報する。
      - ・当社の内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の担当部門は、定期的に当社監査役に子会社における現状を報告する。
      - ・内部通報の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役に対して報告する。
  - x) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
  - xi) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。
  - xii) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。



- 1) 当社及び子会社等のコンプライアンス
  - ・日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準及び日医工グループコンプライアンス規程等に沿った適正な業務遂行のために、日医工グループの役職員に対してコンプライアンス研修を年1回実施しています。またコンプライアンスに関わる情報を定期的にグループ内に配信し、コンプライアンスの周知を図っております。
  - ・内部通報については、問題の早期発見、是正を図るために定期的に開催されるコンプライアンス委員会で報告しています。
- 2) 当社及び子会社等のリスク管理
  - ・リスク管理委員会を定期的に開催し、日医工グループの状況確認と対策実施を行っています。
  - ・リスク管理委員会においては、経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し見直ししております。その中で優先順位をもって委員会・プロジェクトチームを設ける等、リスクに対応した適切な対策を実施しています。
  - ・日医工グループの情報セキュリティ対策を進めるとともに、事業継続計画（BCP）を策定しており、防災ハンドブックを作成、役職員に配布しています。
- 3) 監査役の監査体制
  - ・監査役は全員が取締役会に出席し、さらに代表取締役社長との定期会合や会計監査人及び内部監査部門との意見交換を行います。
  - ・常勤監査役が毎週開催される経営会議やその他重要な会議への出席及び稟議書類等の重要書類を閲覧し、毎月1回開催する監査役会に報告することで取締役の職務の執行の監査を行うとともに、日医工グループの取締役や使用人からのヒアリングを通じてグループの内部統制システム全般のモニタリングを行っております。
  - ・当社では監査役の職務を補助すべき使用人を1名配置しております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

### ① 基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一時的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### ② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、かねてより企業価値向上に向けての中期経営計画策定や、コーポレート・ガバナンスの充実など様々な取組みを行ってまいりました。

これらの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、それが当社の株式の価値に適正に反映される結果、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為が困難になり、上記①の基本方針の内容の実現に資するものであると考えております。

#### 1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和40年の創業以来、健康生活を願う人々の期待に応えるため経済性に優れた品質の高い医療用医薬品の製造販売を続けてまいりました。当社の主力事業はジェネリック医薬品ですが、独自開発した新薬の拮抗性鎮痛剤「セダペイン注15」や海外から導入したテオフィリン徐放性製剤「ユニコン錠」などの新薬も販売しており、新薬開発の経験を活用したジェネリック医薬品の開発を重ねる中、全国の

医療機関等で当社製品を採用していただいております。

また、ジェネリック医薬品メーカーとしては初めて昭和55年に名古屋証券取引所第二部、昭和56年には大阪証券取引所第二部に株式上場を行い、平成18年11月にはそれぞれ第一部に指定され、平成22年12月1日には東京証券取引所第一部に株式上場いたしております。

近年、わが国におきましては社会保障費の対策が急務とされております。医薬品業界におきましては、平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太方針2015」）が閣議決定され、後発医薬品のシェアは「2017年央に70%以上とする」とともに2018年度から2020年度までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」という新たな目標が設定されました。これにより診療報酬改定やDPCの後発医薬品係数などの後発医薬品使用促進策が強化され、後発医薬品のシェアは2017年央には70%に迫るものと予想されます。しかし早い時期の80%目標を目指すために新たな施策（保険者インセンティブなど）も進められようとしています。一方で、新規後発医薬品の薬価の上限が先発品の100分の60から100分の50に引き下げられ、薬価改定の毎年実施などの改正も予想される中で、後発医薬品製造業にとっては需要拡大とコスト圧縮への対応が大きな課題となっております。

当社経営陣は、中長期な視点に立ち、ジェネリック医薬品メーカーのプロフェッショナルとしてこれらの課題にスピーディに対応していくことによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益をさらに拡大できるような最善の努力を尽くしていかねばならないと認識しております。

## 2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、上記①基本方針の実現に資する取組みとして、上記1)の企業価値向上への取組みに加え、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しております。

当社グループは「我々は、我々のジェネリック医薬品が世界の患者・薬剤師・医師・卸売業者・製薬企業に必要とされ、提供し続ける為に自ら存続する努力を行い、ジェネリックメーカーとして世界で卓越する。」をミッション・ステートメントとし、経営の自律性を高め、長期的・持続的に株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーとの適切な関係を維持し、説明責任をきっちりと果たしていくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

具体的な取組みといたしましては、社外取締役及び社外監査役の選任や東京証券取引所の定めに基づく独立役員の届出を行うなど客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めております。また株主に対する取締役の責任を明確化するため、その任期を1年としています。さらに、当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制である内部統制システムについて内部統制委員会を設置し整備しており、運用状況についてもその概要を報告させていただいております。

今後とも、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦できるための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことが当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス確立の道であると認識し取り組んでまいります。

ジェネリック医薬品市場を取巻く環境が大きく変化する中、国民の皆様は経済性に優れ品質の高い医療用医薬品を提供し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくことによって、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしていきたいと考えております。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月12日開催の当社取締役会において、平成26年6月20日開催の定時株主総会で出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同により承認可決されることを条件に本プランの導入を決定しました。また、本定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同により承認可決いただき本プランを導入いたしました。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間を十分に確保できるための手続きを定めています。

本プランにおいては、次の i) 若しくは ii) に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

- i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本プランの詳細については、下記の当社のウェブサイトをご参照ください。

[http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541\\_20140512\\_03.pdf](http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541_20140512_03.pdf) (平成26年5月12日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」)

- ④ 本プランに対する当社取締役会の判断及び理由

当社の取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

- 1) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、平成26年6月20日開催の定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されて本プランを導入いたしました。また、本プランの有効期間は、平成29年6月に開催される当社第53期定時株主総会の終結時までであります。その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっています。

- 2) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止できるものとされており。従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を

阻止するために時間を要する買収防衛策)ではありません。

3) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

4) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

5) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

※ 当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、同年6月16日開催予定の当社第53期定時株主総会において承認可決されることを条件として、第53期定時株主総会の終結時に有効期間が満了する本プランに替えて、本プランの内容を一部変更いたしました「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を新たに導入することを決議する予定であります。詳細につきましては、後記の株主総会参考書類の「第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)承認の件」をご参照ください。

#### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を継続することを重要政策のひとつとして位置づけており、業績に対応した配当を基本としつつ、あわせて配当性向、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。

また、毎事業年度における剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>114,714</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>87,829</b>
現金及び預金	14,894	支払手形及び買掛金	22,853
受取手形及び売掛金	26,304	電子記録債権	17,646
電子記録債権	1,680	短期借入金	23,789
商品及び製品	41,632	1年内返済予定の長期借入金	6,444
仕掛品	9,143	リース債務	964
原材料及び貯蔵品	16,811	未払金	8,471
繰延税金資産	838	未払費用	3,338
その他	3,842	未払法人税等	389
貸倒引当金	△433	預り金	1,499
<b>固 定 資 産</b>	<b>156,175</b>	返品調整引当金	909
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>47,439</b>	賞与引当金	1,244
建物及び構築物	19,211	その他の他	277
機械装置及び運搬具	12,665	<b>固 定 負 債</b>	<b>95,480</b>
工具器具及び備品	1,521	長期借入金	80,104
土地	6,433	リース債務	1,994
リース資産	2,603	繰延税金負債	5,862
建設仮勘定	5,004	再評価に係る繰延税金負債	219
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>93,111</b>	退職給付に係る負債	3,489
のれん	41,152	資産除去債務	55
リース資産	125	その他の他	3,754
販売権	23,766	<b>負 債 合 計</b>	<b>183,309</b>
その他	28,066	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>15,625</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>74,764</b>
投資有価証券	9,954	資本金	19,976
長期貸付金	2,971	資本剰余金	18,838
繰延税金資産	866	利益剰余金	45,350
その他	3,452	自己株式	△9,401
貸倒引当金	△1,620	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>12,582</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>270,890</b>	その他有価証券評価差額金	1,378
		土地再評価差額金	333
		為替換算調整勘定	10,975
		退職給付に係る調整累計額	△105
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>234</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>87,580</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>270,890</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		163,372
売上原価		106,637
売上総利益		56,735
返品調整引当金戻入額		5
差引売上総利益		56,741
販売費及び一般管理費		48,186
営業利益		8,554
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	57	
持分法による投資利益	259	
その他	377	789
営業外費用		
支払利息	294	
支払手数料	45	
売上債権売却損	196	
為替差損	304	
その他	90	932
経常利益		8,411
特別利益		
持分変動利益	381	
その他	0	381
特別損失		
固定資産処分損	281	
投資有価証券評価損	38	
買収関連費用	1,542	
その他	0	1,861
税金等調整前当期純利益		6,930
法人税、住民税及び事業税	1,941	
法人税等調整額	200	2,142
当期純利益		4,788
親会社株主に帰属する当期純利益		4,788

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	19,976	18,796	42,589	△1,397	0	79,964
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△1,854			△1,854
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益 当 期 純 利			4,788			4,788
自 己 株 式 の 取 得				△8,396		△8,396
自 己 株 式 の 処 分		42		392	△0	434
連 結 範 囲 の 変 動 に よ る 利 益 剰 余 金 の 増 減			△172			△172
連 結 範 囲 の 変 動 に 伴 う 為 替 換 算 調 整 勘 定 の 増 減						-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )						-
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	42	2,761	△8,004	△0	△5,200
当 期 末 残 高	19,976	18,838	45,350	△9,401	-	74,764

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,269	333	897	△127	2,371	260	82,597
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,854
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益 当 期 純 利							4,788
自 己 株 式 の 取 得							△8,396
自 己 株 式 の 処 分							434
連 結 範 囲 の 変 動 に よ る 利 益 剰 余 金 の 増 減							△172
連 結 範 囲 の 変 動 に 伴 う 為 替 換 算 調 整 勘 定 の 増 減			8		8		8
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )	109	-	10,069	22	10,202	△26	10,175
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	109	-	10,078	22	10,210	△26	4,983
当 期 末 残 高	1,378	333	10,975	△105	12,582	234	87,580

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

Sagent Pharmaceuticals, Inc.

日医工ファーマテック株式会社

ヤクハン製薬株式会社

株式会社日医工オオサカ

NIXS Corporation

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度より、重要性が増したことによりNIXS Corporationを、株式の取得に伴いSagent Pharmaceuticals, Inc.等を、それぞれ連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

株式会社イーエムアイ

株式会社日医工医薬経営研究所

日医工ファーマ株式会社

Nichi-Iko(Thailand)Co., Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 5社

主要な会社等の名称

株式会社イーエムアイ

アクティブファーマ株式会社

日医工サノフィ株式会社

Aprogen Inc.

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社（株式会社日医工医薬経営研究所、日医工ファーマ株式会社、Nichi-Iko(Thailand)Co., Ltd.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Sagent Pharmaceuticals, Inc.等の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っており、当連結会計年度は企業結合日の翌日から平成28年12月31日までのおよそ4か月分の損益を連結しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### ・ その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- ロ. たな卸資産  
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物及び構築物 2～60年  
機械装置及び運搬具 2～17年
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）  
販売権 3～15年
- ハ. リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 返品調整引当金  
返品による損失に備えるため、返品見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段・・・金利スワップ  
ヘッジ対象・・・借入金の利息
- ハ. ヘッジ方針  
資金の調達に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間  
効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により10～20年で償却しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理  
税抜方式によって処理しております。
- ロ. 退職給付に係る負債の計上基準  
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理しております。  
また、未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。  
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(5) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 平成26年3月31日以前に契約を締結した従業員持株信託

(1) 取引の概要

当社は、平成23年6月20日開催の取締役会の決議により、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を平成23年7月から平成28年7月まで導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、同実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は前連結会計年度61百万円であり、信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前連結会計年度33,700株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度68,177株、当連結会計年度10,846株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式から除いております。

2. 平成26年4月1日以降に契約を締結した従業員持株信託

(1) 取引の概要

当社は、平成28年9月13日開催の取締役会の決議により、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を平成28年11月より再度導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,134百万円、719,300株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度1,135百万円

(6) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 受取手形及び売掛金

自己信託等に伴う流動化残高は次のとおりであります。

自己信託等に伴う流動化残高 1,210百万円

### (2) 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券(株式) 6,601百万円

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額

35,767百万円

### (4) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

現金及び預金 1,857百万円

受取手形及び売掛金 5,774百万円

商品及び製品 6,851百万円

建物及び構築物 1,584百万円

機械装置及び運搬具 5百万円

工具器具及び備品 0百万円

土地 1,114百万円

建設仮勘定 2,586百万円

---

合計 19,775百万円

上記に対応する債務

買掛金 9百万円

短期借入金 7,753百万円

1年内返済予定の長期借入金 234百万円

長期借入金 4,248百万円

---

合計 12,246百万円

### (5) 偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

アクティブファーマ株式会社 1,347百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	60,662,652	—	—	60,662,652
合計	60,662,652	—	—	60,662,652

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	(注1) 998	(注2) 16.70	平成28年3月31日	平成28年6月20日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	856	15.00	平成28年9月30日	平成28年12月9日

(注1) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式33,700株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

(注2) 1株当たり配当額は、普通配当13.30円と特別配当3.40円であります。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 平成29年6月16日開催の第53期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 854,623,830円
- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 15.00円
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月19日

##### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数 普通株式 173,250株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組指針

当社グループは、営業取引に係る支払計画及び医薬品の製造及び販売を行うための設備投資計画等に基づき、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は実施していません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

投資有価証券である株式及び債券については、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。株式については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券については、適宜、経済情勢、金融情勢の把握につとめ、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。

長期貸付金は、主に関係会社に対するものであり、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の調達であり、短期の国内外市場の金利状況を反映した変動金利での資金調達を行っております。長期借入金は主に設備投資及び企業買収に係る資金調達です。このうち一部については、資金調達に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、毎月及び適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

なお、当社グループでは海外での事業展開に伴い、外貨建て取引の増加が見込まれることから、外貨建て債権・債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替相場等を適時にモニタリングしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります（重要性の乏しいものは省略しております）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円) (*1)
(1) 現金及び預金	14,894	14,894	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金	27,984	27,984	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	3,039	3,039	—
(4) 長期貸付金	2,971	2,972	0
(5) 支払手形及び買掛金	(22,853)	(22,853)	—
(6) 電子記録債務	(17,646)	(17,646)	—
(7) 短期借入金	(23,789)	(23,789)	—
(8) 未払金	(8,471)	(8,471)	—
(9) 長期借入金（一年内返済予定を含む）	(86,549)	(86,557)	(8)
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格等によっております。

(4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積もりキャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金及び金利スワップの特例処理の要件を満たし、金利スワップと一体として処理された長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	312
関係会社株式 子会社株式	1,113
関連会社株式	5,487

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,552円67銭

(2) 1株当たり当期純利益

84円09銭

(注) 1. 平成26年3月31日以前に契約を締結した従業員持株信託

1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除するとともに、従業員持株信託が所有する当社株式(当連結会計年度末は該当事項は無し、期中平均10,846株)を控除せず算定しております。

2. 平成26年4月1日以降に契約を締結した従業員持株信託

1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式及び従業員持株信託が所有する当社株式(当連結会計年度末719,300株、期中平均285,716株)を控除して算定しております。



## 6. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、平成29年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である日医工ファーマテック株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

① 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

イ. 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社及び日医工ファーマテック株式会社（内容：医薬品の製造及び販売）

ロ. 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、日医工ファーマテック株式会社は解散いたします。

ハ. 結合後企業の名称

日医工株式会社

ニ. 取引の目的を含む取引の概要

日医工ファーマテック株式会社は、医薬品の製造を主な事業としており、当社の完全子会社であります。本合併により、一層の生産効率の向上、コスト戦略力の強化に一体となって努め業績向上を果たし、ジェネリックメーカーとして持続的な発展をめざしてまいります。

② 合併比率及びその算定方法、交付又は交付予定の株式数、企業結合後に増加する資本金の額

本合併は、当社の完全子会社との合併であるため、合併比率の取決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
<b>流動資産</b>	<b>92,106</b>	<b>流動負債</b>	<b>68,014</b>
現金及び預り金	9,437	支払手形	2,769
受取手形	1,299	電子記録債権	17,235
電子記録債権	2,150	買掛金	14,673
売掛金	17,249	短期借入金	15,400
商品及び製品	31,597	関係会社短期借入金	200
仕掛品	8,651	1年内返済予定の長期借入金	6,129
原材料及び貯蔵品	15,141	リース債務	864
前払費用	270	未払金	7,621
繰延税金資産	849	未払法人税等	537
関係会社短期貸付金	3,064	未払法租	58
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	9	預り金	1,489
未収入金	2,008	返品調整引当金	42
未収法人税	718	賞与引当金	724
その他金	559	その他	267
貸倒引当金	△901	<b>固定負債</b>	<b>83,602</b>
<b>固定資産</b>	<b>135,687</b>	長期借入金	78,013
<b>有形固定資産</b>	<b>34,313</b>	リース債務	1,673
建物	15,068	再評価に係る繰延税金負債	219
構築物	822	退職給付引当金	3,201
機械及び装置	9,001	関係会社事業損失引当金	339
車両及び運搬具	6	資産除の債務	17
土工器具及び備品	1,192	その他	137
土地	4,436	<b>負債合計</b>	<b>151,617</b>
建物	2,169	純資産の部	
建設仮勘定	1,615	<b>株主資本</b>	<b>74,841</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>6,896</b>	資本金	19,976
のれん	137	資本剰余金	18,831
ソフトウェア	2,905	資本準備金	18,511
電話加入資産	19	その他資本剰余金	319
無形固定資産仮勘定	125	<b>利益剰余金</b>	<b>45,435</b>
その他資産	13	利益準備金	366
その他権利	3,691	その他利益剰余金	45,069
投資その他の資産	94,477	特別償却準備金	22
投資有価証券	3,202	別途積立金	38,050
関係会社株	82,238	繰越利益剰余金	6,997
長期貸付金	553	<b>自己株式</b>	<b>△9,401</b>
関係会社長期貸付金	5,801	評価・換算差額等	1,101
長期前払費用	105	その他有価証券評価差額金	768
繰延税金資産	829	土地再評価差額金	333
その他金	3,366	<b>新株予約権</b>	<b>234</b>
貸倒引当金	△1,620	<b>純資産合計</b>	<b>76,177</b>
<b>資産合計</b>	<b>227,794</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>227,794</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		146,455
売上原価		94,525
売上総利益		51,930
返品調整引当金戻入額		6
差引売上総利益		51,936
販売費及び一般管理費		43,051
営業利益		8,884
営業外収益		
受取利息	109	
受取配当金	96	
その他	361	567
営業外費用		
支払利息	175	
支払手数料	45	
売上債権売却損	193	
為替差損	286	
その他	89	790
経常利益		8,661
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	143	143
特別損失		
固定資産処分損	278	
投資有価証券評価損	38	
その他	0	317
税引前当期純利益		8,487
法人税、住民税及び事業税	1,669	
法人税等調整額	200	1,869
当期純利益		6,617

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本										自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益 準備金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			繰越利益 剰余金				
						特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	19,976	18,511	277	18,789	366	55	30,050	10,200	40,671	△1,397	0	78,040	
事業年度中の変動額													
特別償却準備金の 取 崩						△33		33	-			-	
別途積立金の積立て							8,000	△8,000	-			-	
剰余金の配当								△1,854	△1,854			△1,854	
当 期 純 利 益								6,617	6,617			6,617	
自己株式の取得										△8,396		△8,396	
自己株式の処分			42	42						392	△0	434	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）												-	
事業年度中の変 動 額 合 計	-	-	42	42	-	△33	8,000	△3,203	4,763	△8,004	△0	△3,198	
当 期 末 残 高	19,976	18,511	319	18,831	366	22	38,050	6,997	45,435	△9,401	-	74,841	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	773	333	1,106	260	79,407
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の 取 崩					-
別途積立金の積立て					-
剰余金の配当					△1,854
当 期 純 利 益					6,617
自己株式の取得					△8,396
自己株式の処分					434
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△5		△5	△26	△31
事業年度中の変 動 額 合 計	△5	-	△5	△26	△3,230
当 期 末 残 高	768	333	1,101	234	76,177

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

## ① 有価証券

## イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

## ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

## ② たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
----	-------

機械及び装置	2～17年
--------	-------

## ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
---------------	------------------

販売権	5～10年
-----	-------

## ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状況等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却年数は10年であります。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によって処理しております。

(6) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 (5)追加情報」に記載のとおりであります。

(7) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 自己信託等に伴う流動化残高

受取手形	410百万円
売掛金	799百万円
合計	1,210百万円

### (2) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	2,092百万円
短期金銭債務	3,404百万円
長期金銭債務	1百万円

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額

31,556百万円

### (4) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### 担保に供している資産

建物	672百万円
土地	907百万円
現金及び預金（定期預金）	10百万円
合計	1,590百万円

#### 上記に対応する債務

買掛金	9百万円
長期借入金	2,211百万円
合計	2,220百万円

### (5) 偶発債務

#### 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

アクティブファーマ株式会社	1,347百万円
---------------	----------

## 3. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

① 売上高	1,407百万円
② 仕入高	19,371百万円
③ その他営業取引の取引高	2,104百万円
④ 営業取引以外の取引高	169百万円

### (2) たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、洗替え方式により算定したたな卸資産評価損613百万円が売上原価に含まれております。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度期末株式数 (株)
自己株式 (注)				
当社が保有する普通株式	846,504	2,947,236	106,010	3,687,730
従持信託が保有する普通株式	33,700	777,200	91,600	719,300
合計	880,204	3,724,436	197,610	4,407,030

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,724,436株は、平成28年4月4日開催の取締役会決議に基づく取得2,846,800株、平成28年12月19日開催の取締役会決議に基づく取得100,000株、平成28年11月に信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-ship®) (以下「従持信託」という。) が再導入されたことによる取得777,200株、単元未満株式の買取り436株によるものであり、減少197,610株は、ストック・オプションの権利行使105,910株、単元未満株式の買増し請求による売却100株、従持信託から持株会への譲渡に伴う減少91,600株であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

##### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

###### 繰延税金資産

退職給付引当金	977百万円
貸倒引当金	770百万円
賞与引当金	222百万円
未払事業税	6百万円
その他	706百万円
繰延税金資産小計	2,683百万円
評価性引当額	△249百万円
繰延税金資産合計	2,433百万円
再評価に係る繰延税金資産	
土地再評価差額金	51百万円
評価性引当額	△51百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	－百万円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金	△219百万円
再評価に係る繰延税金負債合計	△219百万円
繰延税金負債	
合併受入資産評価差額	△427百万円
其他有価証券評価差額金	△305百万円
その他	△21百万円
繰延税金負債合計	△754百万円
繰延税金資産の純額	1,459百万円



6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は出資金	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任	事業上の関係				
子会社	日医工ファーマ テック㈱	100百万円	ジェネリック 医薬品の製造	100.0	有	資金の貸付	資金の貸付	1,900	関係会社 短期貸付金	2,700
							利息の受取	14	—	—
子会社	Sagent Pharmaceuti- cal, Inc.	1米ドル	ジェネリック 医薬品の製造販 売	100.0	有	資金の貸付	資金の貸付	3,365	関係会社 長期貸付金	3,365
							利息の受取	11	その他の 流動資産 (未収利息)	11
関連会社	Aprogen Inc.	23,796百万円	バイオ医薬品 の開発	34.3	—	資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	2,237
							利息の受取	66	その他の 流動資産 (未収利息)	0

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任	事業上の関係				
役員及びその近親者 が議決権の過半数を 所有している会社等 (当該子会社を含 む)	㈱TAMURA	26	不動産の 賃貸等	—	有	事務所施設等 の利用等	㈱TAMUR A所有の不動 産の賃貸等	26	その他の 投資資産 (敷金)	11
	㈱八尾倶楽部	10	ゴルフ場 の経営	—	—	ゴルフ場施設 の利用等	日医工女子オ ープンゴルフ トーナメント 開催に伴うゴ ルフ場施設の 利用等	35	—	—

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。  
 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 3. Aprogen Inc. への資金の貸付に対して、不動産担保の提供を受けております。  
 4. 不動産賃貸等については、近隣の地代・取引実勢を参考にして両社協議により決定しております。  
 5. 株式会社TAMURAは、当社役員の田村友一がその議決権の100%を直接所有しております。また、株式会社八尾倶楽部は、株式会社TAMURAがその議決権の100%を所有している同社の子会社であります。  
 6. ゴルフ場の施設の利用等については、取引内容を勘案して、両社協議により決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,349円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 116円22銭   |

(注) 1. 平成26年3月31日以前に契約を締結した従業員持株信託

1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除するとともに、従業員持株信託が所有する当社株式（当事業年度末は該当事項は無し、期中平均10,846株）を控除せず算定しております。

2. 平成26年4月1日以降に契約を締結した従業員持株信託

1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式及び従業員持株信託が所有する当社株式（当事業年度末719,300株、期中平均285,716株）を控除して算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、平成29年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である日医工ファーマテック株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

① 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

イ. 結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社及び日医工ファーマテック株式会社（内容：医薬品の製造及び販売）

ロ. 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、日医工ファーマテック株式会社は解散いたします。

ハ. 結合後企業の名称

日医工株式会社

ニ. 取引の目的を含む取引の概要

日医工ファーマテック株式会社は、医薬品の製造を主な事業としており、当社の完全子会社であります。本合併により、一層の生産効率の向上、コスト戦略力の強化に一体となって努め業績向上を果たし、ジェネリックメーカーとして持続的な発展をめざしてまいります。

② 合併比率及びその算定方法、交付又は交付予定の株式数、企業結合後に増加する資本金の額

本合併は、当社の完全子会社との合併であるため、合併比率の取決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

日医工株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 嗣平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新家 徳子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 敦司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日医工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

日医工株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 嗣 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新家 徳 子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 敦 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日医工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、連結子会社である日医工ファーマテック株式会社を吸収合併することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月18日

日医工株式会社 監査役会

常勤監査役 杉 好 人 ㊟

社外監査役 今 村 元 ㊟

社外監査役 堀 仁 志 ㊟

社外監査役 佐 藤 孝 ㊟

以 上

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、内部留保の確保に留意して財務体質の改善強化を進めるとともに、株主の皆様への適切な利益還元を継続することを利益配分の基本方針としております。このため、内部留保資金を有効活用して、医薬品の開発や新市場の開拓そして安定供給の為の設備投資に重点的に充当するとともに、業績に応じた利益配分を実施しております。

なお、剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき以下のとおりにしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

配当総額 854,623,830円

中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、当社普通株式1株につき金30円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月19日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。意思決定の迅速化と業務遂行の効率化のため、1名減員して取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たむらゆういち 田村友一 (昭和37年7月2日生)	平成元年4月 当社入社 平成2年2月 当社取締役経営企画室長 平成4年2月 当社取締役営業本部担当兼経営企画室長兼東京管理部長 平成6年2月 当社代表取締役専務営業本部担当兼経営企画室担当 平成12年2月 当社代表取締役社長（現任）	1,817,384 株
2	こんごうじとしのり 金剛寺敏則 (昭和26年11月7日生)	昭和46年5月 当社入社 平成10年1月 当社財務部長 平成13年12月 当社執行役員財務部長 平成16年2月 当社取締役財務担当兼財務部長 平成19年6月 当社取締役経営管理部門長 平成20年12月 当社常務取締役グループ管理担当 平成21年10月 当社常務取締役営業本部担当 平成22年6月 当社専務取締役営業本部長 平成23年2月 当社取締役専務執行役員営業本部長 平成26年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部統括担当兼営業本部長 平成28年5月 当社代表取締役専務執行役員営業本部統括担当 平成29年4月 当社代表取締役専務執行役員営業担当（現任）	41,425 株
3	あかねけんじ 赤根賢治 (昭和28年8月5日生)	昭和51年4月 株式会社北陸銀行入行 平成17年6月 同行金融公金部長 平成18年9月 当社入社 平成18年9月 当社総務部部长 平成18年12月 当社執行役員総務部長 平成19年3月 当社執行役員財務部長兼総務部長 平成20年12月 当社執行役員管理本部長兼財務部長 平成21年2月 当社取締役管理本部長兼財務部長 平成21年12月 当社取締役管理本部長 平成23年2月 当社取締役常務執行役員管理本部長 平成23年12月 当社取締役専務執行役員経営全般担当兼内部監査担当 平成25年4月 当社取締役専務執行役員社長室担当兼内部監査担当 平成29年4月 当社取締役専務執行役員社長室担当兼コンプライアンス・内部監査統括室担当（現任）	37,327 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	よし 吉 かわ 川 たか 隆 ひろ 弘 (昭和27年3月8日生)	昭和50年4月 住友商事株式会社入社 平成17年4月 同社理事 ライフサイエンス本部長 平成22年10月 当社入社 平成22年10月 当社執行役員流通安定推進本部副本部長 平成22年12月 当社上席執行役員企画本部長 平成23年2月 当社常務執行役員企画本部長 平成23年12月 当社常務執行役員開発・企画本部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員開発・企画本部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員調達本部長(現任)	22,668 株
5	いな 稲 さか 坂 のぼる 登 (昭和30年12月18日生)	昭和53年3月 当社入社 平成13年12月 当社業務部長 平成17年12月 オリエンタル薬品工業株式会社代表取締役(出向) 平成20年1月 当社執行役員業務部長 平成20年12月 当社執行役員営業本部副本部長兼業務部長 平成21年5月 当社上席執行役員購買部長 平成21年12月 当社上席執行役員財務部長 平成23年12月 当社常務執行役員管理本部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長(現任)	23,154 株
6	たか 高 ぎ 木 しげ 繁 お 雄 (昭和23年4月2日生)	昭和46年4月 株式会社北陸銀行入行 平成10年6月 同行取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取 平成15年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ(現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ)代表取締役社長 平成23年2月 当社社外取締役(現任) 平成25年6月 株式会社北陸銀行特別顧問 平成25年11月 富山商工会議所会頭(現任) 平成28年7月 株式会社北陸銀行特別参与(現任)  (重要な兼職の状況) 富山商工会議所会頭 株式会社北陸銀行特別参与 北陸電力株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役	10,897 株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	さか井秀紀 (昭和37年9月19日生)	平成4年4月 日本学術振興会特別研究員 平成4年8月 富山医科薬科大学助手 平成8年9月 文部省長期在外研究員 平成10年5月 富山医科薬科大学助教授 平成17年2月 富山医科薬科大学薬学部教授 平成18年4月 富山大学大学院医学薬学研究部教授(現任) 平成25年10月 富山大学薬学部副学部長(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 富山大学大学院医学薬学研究部教授 富山大学薬学部副学部長	一株
8	※ いま村はじめ (昭和30年11月19日生)	昭和59年4月 富山県弁護士会登録(現任) 平成6年2月 当社社外監査役(現任) 平成10年1月 今村法律事務所代表(現任)  (重要な兼職の状況) 今村法律事務所代表 弁護士 田中精密工業株式会社社外取締役	一株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 高木 繁雄及び酒井 秀紀の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 今村 元氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の監査役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって23年4ヶ月となります。なお、同氏は本総会の終結の時をもって監査役を辞任により退任する予定であります。
4. 高木 繁雄氏は、長年金融機関で培った豊富な経験・知識を当社のコーポレート・ガバナンスに反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 酒井 秀紀氏は、大学教授として培った専門知識・見識等に基づく有用な意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 今村 元氏は当社の社外監査役在任期間において、弁護士としての法務に関する豊富な知識や経験に基づき、独立した立場から意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後はその豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
7. 高木 繁雄氏は、平成25年6月に当社の主要な借入先及び大株主である株式会社北陸銀行(特定関係事業者)の代表取締役頭取を退任し、同行特別顧問に就任、平成28年7月には特別参与に就任しておりますが、高木 繁雄氏個人と当社との間に直接利害関係を有するものではありません。
- なお、他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

8. 高木 繁雄氏が現在は特別参与であり、平成25年6月21日まで代表取締役頭取として在任していた株式会社北陸銀行は、平成24年12月7日に北陸財務局より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。内容は、デリバティブを始めとする金融商品の販売等に係る業務運営の適切性を確保するため、経営管理態勢、内部管理態勢及び法令等遵守態勢の充実・強化を図ることでした。同氏は同行代表取締役頭取として日頃からコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置づけ、不正行為防止のための方策を役職員に徹底するよう指示しておりましたが、その指示が全員に徹底されていなかったものです。当該不祥事発生後は、全行的な法令等遵守意識の向上と相互牽制機能の充実・強化等の再発防止策を講じて、内部監査態勢の強化および役職員の教育の充実等について指示するなど、その職責を果たしました。  
なお、こうした取り組みの結果、前記業務改善命令については、平成27年6月23日をもって解除されております。
9. 高木 繁雄及び酒井 秀紀の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって高木 繁雄氏が6年4ヶ月、酒井 秀紀氏が3年となります。なお、両氏の間では会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏の間で当該契約を継続する予定であります。
10. 今村 元氏は、現在、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令で定める額に限定する契約を締結しておりますが、社外取締役に選任された場合は、新たに会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする予定であります。
11. 各取締役候補者の所有する当社株式数には、当社持株会における本人の持分を含めております。
12. 当社は、高木 繁雄及び酒井 秀紀の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、今村 元氏につきましても社外取締役としてあらためて独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ふるかわ えいいち 古川 英一 (昭和38年6月5日生)	昭和62年4月 野村證券株式会社入社 平成11年5月 TOKYO企業情報株式会社(現株式会社TMAC)入社 平成16年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成18年9月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科非常勤講師	— 株

- (注) 1. 古川 英一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古川 英一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 古川 英一氏は、会社経営、経営コンサルタント及び大学講師として培われた豊富な経験と高い見識を当社における監査に活かしていただくため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
4. 古川 英一氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

#### 第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件

当社は、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「原プラン」といいます。）を導入することにつき、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

その後引き続き、当社は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、本日開催の当社取締役会において、有効期間が平成29年6月に開催予定の当社第53期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて以下の内容の「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本プランの導入にあたり独立委員会の機能強化を目的として、独立委員会の委員を2名増員し5名体制とすることを除き、原プランの内容から実質的な変更はありません。

また、本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する打診及び申入れ等は一切ありませんことを申し添えます。当社の大株主の状況につきましては、別紙1をご参照ください。

### 記

#### 1. 本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上させることを目的として本プランを導入いたします。本プラン導入に関する当社の考え方の詳細は以下のとおりです。

当社は、ジェネリック医薬品メーカーとして事業を行っており、社会の要請に的確に対応し、更なる体質強化を目指し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための様々な取組みを実施しているところであります。

従いまして、当社が大規模買付者から大規模買付行為（下記2. (1) (a)において定義されます。以下同様です。）の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これら当社事業の状況及び当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値について、並びに具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行っていただくことが、極めて重要であると考えます。

また、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い、当社事業特性及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会からの情報、並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意

見等が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様にとってその情報を熟慮するための時間も十分確保されることが不可欠であると考えております。

さらに、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間も十分に確保されるべきであります。

当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かの評価・検討等をした結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買集め多数派株主として自己の利益の追求のみを目的とした濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様当社の株券等の売却を事実上強要し、または、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社株券等を売却せざるを得ない状況に置くような態様である等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相応な対抗措置を講じる必要があるものと考えます。

以上の考えに基づき、当社取締役会は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その内容の評価・検討等に必要な時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な時間を提供することを目的として本大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

また、本プランは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。

従いまして、本プランはこれらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本プランの導入は、当社が定める「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

## 2. 本プランの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

なお、大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。



## (1) 大規模買付ルールの設定

### (a) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおいては、次の①若しくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### (b) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、当社取締役会が予め承認した場合を除き、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本プランに定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約、その他一定の事項について日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を当社の定める書式で提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には以下の事項を記載していただきます。

#### (i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称及び住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

#### (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

#### (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

#### (iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本または登記事項証明書、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(c) 「大規模買付情報」の提供

上記 (b) に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入とします。）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記 (b) (i) ⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、且つ、株主の皆様の開示いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が客観的合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細（その名称、沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- ③ 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の発行者の状況並びに当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）

- ⑤ 大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑧ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得または経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含まれます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由  
長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑫ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑬ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（大規模買付情報提出日以降に当社の株券等の買付を共同して行う旨の契約その他の合意または取決めを含みます。）が存在する場合には、その目的及び内容及び当該第三者の概要
- ⑭ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会、その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### (d) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入とします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ii)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の決議に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入とします。）延長することができるものとします。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## (2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

### (a) 対抗措置発動の条件

#### (i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を講じることといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(b) 対抗措置の内容

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙3に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 本プランの合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a) 本プランの導入等に関する株主の皆様のご意思の確認と有効期間、継続及び廃止

(i) 株主の皆様のご意思の確認

本プランを導入するに際しては、株主の皆様のご意思を反映することが望ましいということはいまでもありません。そのため、当社は、本定時株主総会出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。従いまして、過半数のご賛同が得られない場合には、本プランは導入されません。

(ii) 有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成32年6月に開催予定の当社第56期定時株主総会の終結時までの3年間とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続も含む）について3年ごとに株主総会の承認を得ることとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本

プランはその時点で廃止されるものとします。

また、本プランについては、平成30年、31年に開催される当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討の上、その継続、廃止または変更について決定します。

当社取締役会は、基本方針または株主総会での承認の趣旨の範囲内、関連法令、上場証券取引所が定める上場制度等の変更、若しくはこれらの解釈、運用の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。

さらに、当社は、定款で取締役の任期が1年となっており、定時株主総会終結時に当社取締役全員が任期満了となりますので、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて本プランの有効期間の満了前であっても、いつでも廃止することができることになり、本プランに関する株主の皆様のご意思が確認されます。

また、当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及びその他当社取締役会が適切と認める事項について、適用される法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

## (b) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

### (i) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置することとします。

(独立委員会規程の概要につきましては、別紙4をご参照ください)

独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本プラン導入時に独立委員会の委員に就任する予定者は、別紙5「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

### (ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

当社取締役会において対抗措置の発動を決定した場合は、速やかにその旨の開示をいたします。

(iii) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(ii)に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

独立委員会は、当該諮問に基づき必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は発動した対抗措置を中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までであれば本新株予約権の無償割当てを中止しますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権無償割当てが実施され当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権無償割当ては中止されないものとします。

但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記4.(2)のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

(iv) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非、発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は必要に応じて外部専門家等の助言を得なが

ら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

### **3. 本プランの合理性について**

#### **(1) 株主意思を重視するものであること**

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て可決されることを条件として本プランを導入いたします。

また、上記2. (3) (a) (ii)に記載のとおり、本プランの有効期間は、平成32年に開催される当社定時株主総会の終結時までであります。その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっています。

#### **(2) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止できるものとされており。従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）ではありません。

#### **(3) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。



(4) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

(5) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、上記2. (2) (a)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての当社取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### 4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従いまして、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、割当期日（別紙3第1項において定義されます。以下同じです。）における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、対抗措置として当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (3) (b) (iii)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がありますので、この点ご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

また割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載、または記録された株主の皆様には新株予約権が無償で割り当てられます。

なお、割当ての方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 5. その他

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法または各証券取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します（なお、証券が発行されていない株式その他の権利も含まれます。）。以下別段の定めがない限り同じです。なお、会社法、金融商品取引法及びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用するこれらの法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します（なお、証券が発行されていない株式その他の権利も含まれます。）。以下②において同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。  
なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

以上

(別紙1)

当社の株式の状況 (平成29年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 93,500,000株
2. 発行済株式の総数 60,662,652株
3. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 T A M U R A	4,528千株	7.95%
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,831千株	4.97%
株 式 会 社 拓	2,122千株	3.73%
田 村 友 一	1,809千株	3.18%
ニ プ ロ 株 式 会 社	1,321千株	2.32%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	906千株	1.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	899千株	1.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	820千株	1.44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	801千株	1.41%
株 式 会 社 メ デ ィ バ ル ホ ー ル デ ィ ン グ ス	734千株	1.29%

(注) 持株比率は自己株式 (3,687,730株) を控除して算出しております。

以 上

**当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他 (1) ～ (9) に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

## 本新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数とします。

### 2. 割当対象株主

当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で無償で新株予約権を割り当てます。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において、当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大規模保有者(注1)、②特定大規模保有者の共同保有者、③特定大規模買付者(注2)、④特定大規模買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者(注3)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合、その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しません。

## 11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

(注1) 「特定大規模保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注2) 「特定大規模買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。）によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。

但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注3) 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以上

## 独立委員会規程の概要

### 1. 設 置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構 成

- (1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、社外有識者等から選任するものとする。
- (3) 独立委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。委員長は委員会の議長を行う。

### 3. 役 割

独立委員会は、原則として当社取締役会から諮問のある事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

なお、独立委員会の各委員は、その決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととし、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

なお、独立委員会は、適切な判断を確保するため、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、必要な場合は独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の専門家等)の専門的な助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

### 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、委員に事故があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席しその過半数をもってこれを行う。

以 上



### 独立委員会委員の略歴

高木 繁雄 (たかぎ しげお)

(略歴)

昭和23年4月2日生

昭和46年4月 株式会社北陸銀行入行

平成10年6月 同行取締役

平成14年6月 同行代表取締役頭取

平成15年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ (現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ)

代表取締役社長

平成23年2月 当社社外取締役 (現任)

平成25年6月 株式会社北陸銀行特別顧問

平成25年11月 富山商工会議所会頭 (現任)

平成28年7月 株式会社北陸銀行特別参与 (現任)

酒井 秀紀 (さかい ひでき)

(略歴)

昭和37年9月19日生

平成4年4月 日本学術振興会特別研究員

平成4年8月 富山医科薬科大学助手

平成8年9月 文部省長期在外研究員

平成10年5月 富山医科薬科大学助教授

平成17年2月 富山医科薬科大学薬学部教授

平成18年4月 富山大学大学院医学薬学研究部教授 (現任)

平成25年10月 富山大学薬学部副学部長 (現任)

平成26年6月 当社社外取締役 (現任)

今村 元 (いまむら はじめ)

(略歴)

昭和30年11月19日生

昭和59年4月 富山県弁護士会登録 (現任)

平成6年2月 当社社外監査役 (現任)

平成10年1月 今村法律事務所設立

同事務所代表就任 (現任)

なお、今村 元氏は、本定時株主総会終結の時をもって会社法第2条第16号に定める社外監査役を辞任し、会社法第2条第15号に定める社外取締役に就任する予定であります。

堀 仁志 (ほり ひとし)

(略 歴)

昭和28年7月27日生

昭和57年8月 公認会計士登録 (現任)

昭和60年9月 税理士登録 (現任)

平成14年8月 堀税理士法人設立  
同法人代表社員就任 (現任)

平成17年2月 当社社外監査役 (現任)

佐藤 孝 (さとう こう)

(略 歴)

昭和25年1月4日生

昭和50年10月 扶桑監査法人入所

昭和54年3月 公認会計士登録 (現任)

平成9年8月 中央監査法人代表社員

平成19年8月 あずさ監査法人代表社員

平成24年6月 有限責任あずさ監査法人退所

平成24年7月 公認会計士佐藤孝事務所所長 (現任)

平成24年9月 税理士登録 (現任)

平成26年6月 当社社外監査役 (現任)

以 上

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月15日（木曜日）午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時00分～午後9時00分)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

イ. 証券会社に口座をお持ちの株様

証券会社に口座をお持ちの株様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

ロ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120 (782) 031 （受付時間 午前9時00分～午後5時00分 土日休日を除く）

**5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）**

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。







# 株主総会会場ご案内図

富山県滑川市下梅沢205-1

日医工株式会社

開発品質管理センター（ハニカム棟）6階多目的ホール

電話 076-475-4774

